

特記仕様書

1 業務概要

業務名 自家用電気工作物保安管理業務
履行場所 秋田県立保呂羽山少年自然の家 秋田県横手市大森町八沢木字大木屋 7 3
履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

業務対象 電気工作物の概要

- (1) 受電設備
 - 設備容量 1 2 5 キロボルトアンペア
 - 受電電力 9 0 キロワット
 - 受電電圧 6, 6 0 0 ボルト
- (2) 非常用予備発電装置
 - 発電機定格容量 8 5 キロボルトアンペア
 - 発電機定格電圧 2 0 0 ボルト
 - 原動機の種類 ディーゼル機関

2 業務内容

- (1) 電気事業法第 4 3 条第 1 項に定められた自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を保安規程に基づいて実施する。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、保安規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験（その細目は別表による）を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、必要な指示又は助言を行う。
なお、工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検を行う。
- (3) 電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。また、事故・故障の状況に応じて、臨時的に点検を行い、原因が判明した場合に同様の事故・故障を再発させないための対策について、指示又は助言を行う。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、報告書の作成及び手続きの指示又は助言を行う。
- (4) 電気事業法第 1 0 7 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行う。

3 業務関係図書

標準仕様書に定める業務計画書を作成し、契約締結後速やかに提出する。

4 業務の記録、報告及び検査

- (1) 電気工作物の工事、維持管理及び運用に関する次に掲げる記録を 3 年間保存する。
 - ① 巡視、点検及び試験の記録
 - ② 電気事故に関する記録
 - ③ 補修工事に関する記録
- (2) 業務を完了したときは、業務の履行について検査を受ける。

5 業務責任者の資格等

- (1) 保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、電気事業法施行規則に適合する者とし、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

別表

巡視、点検及び試験の基準

(該当項目に○を付す)

電 気 工 作 物		点 検 項 目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	必要の都度
			月 1 回	年 1 回	
受 電 設 備	責任分界となる区分開閉器、 断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器、遮断器、開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			
	電力用コンデンサ、 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線、バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	
		指示計測	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の外箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定	○		
		接地抵抗測定		○	
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器、遮断器、開閉器、 電力ヒューズ、 計器用変成器、 変圧器、 電力用コンデンサ等、 避雷器、 母線等、 その他の高圧機器、 配電盤等、 建物、室、キュービクル等の外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左

電 気 工 作 物		点 検 項 目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	必要の都度
			月 1 回	年 1 回	
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験		○	
		その他受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	建物、室、キュービクル等の外箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	